

# 安重根の獄中口述記録「聴取書」を中心に

勝村 誠

(立命館大学政策科学部教授)

1. はじめに
2. 第1回訊問と「伊藤博文十五の罪悪」
3. 安重根の「所懐」について
4. 安重根獄中口述記録「聴取書」について
5. むすびにかえて

## 1. はじめに

1909年10月26日に中国東北部のハルピン駅構内で伊藤博文を射殺した安重根は、日本では「一人の殺人犯」と理解されがちであり、一体いかなる人物であったのかを深く顧みる人は決して多くはない。そればかりか早坂隆（2015）のように「安重根＝テロリスト」のイメージさえ再生産され続けている。一方、大韓民国において安重根は「侵略に対抗する近代教育運動・国債補償運動・義兵戦争に参加し活動した」人物であり「一切の私心を捨て大義のために真の殺身成仁（身を捨てて仁を成すこと：筆者）とはいかなる人智であるかを自らの実践で示した活動家」（金炯睦 2010:162-163）として語り継がれ、英雄として尊敬されている。また、朝鮮民主主義人民共和国においても安重根は「傾いていく国と民族の運命を助けるために、一身を投げ打って戦った強烈な愛国心と意志を持った愛国者」（卜宰洙 2015:132）<sup>1)</sup>と高く評価されており、南北朝鮮で尊敬される数少ない共通の偉人である。

安重根は伊藤博文を射殺した後、関東都督府監獄署（以下、「旅順監獄」とする）に収監されたが、獄中で自叙伝「安應七歴史」を書き上げ、さらに「東洋平和論」を執筆中であった。しかし、完成を待たずに死刑執行されたことは、比較的良好に知られている。

一方で、安重根が「東洋平和論」を書き始めた日に、関東都督府高等法院長の平石氏人を前にして、具体的な東洋平和構想を語った獄中口述記録「聴取書」の存在は、日本ではあまり知られていない。「聴取書」については、韓国ではそれなりに研究が進んでいるが、日本ではいまだに日本語テキストの整備が不十分な状態である。また、安重根が旅順監獄に収監された直後に提出した2つの文書「韓国人安應七所懐」と「伊藤博文罪悪」についても、テキストそのものが広く知られるに至っていない。本稿では、いま私が進めている「聴取書」をはじめとする安重根関連文書の検討作業のささやかな中間報告として、未完成版の翻刻テキストと、それを現代日本語に改めたテキストを公表し、安重根の東洋平和構想の研究基盤を整備するための一助としたい。

## 2. 第1回訊問と「伊藤博文十五の罪悪」

安重根は、伊藤博文射殺の直後にロシア兵に捕らえられ、ロシアによる簡単な調査を受けた後、速やかに日本に引き渡された。その4日後の10月30日に、関東都督府地方法院の溝渕孝雄検事が旅順からハルピン日本総領事館までやって来て、安重根に対する第1回の訊問を行った<sup>2)</sup>。その訊問に対して、安重根が伊藤を射殺した理由を15項目に整理して理路整然と述べたことはそれなりに知られているが、まずは「安応七訊問調書」（1909年10月30日）（市川1979:213）を現代日本語に改めて確認しておく<sup>3)</sup>。（ ）内の語句は筆者が補足したものである。

伊藤博文を敵視するに至った原因は多々ありますが、次の通りです。

第一、いまから十年ほど前に伊藤さんの指揮によって韓国王妃を殺害しました。

第二、いまから五年前に伊藤さんは兵力を以て五カ条の条約<sup>4)</sup>を締結しましたが、それはすべて韓国にとっては非常なる不利益をもたらす箇条でした。

第三、今から三年前に伊藤さんが締結した十二カ条<sup>5)</sup>の条約は、いずれも韓国にとって軍隊上（軍事的に）非常なる不利益の箇条でした。

第四、伊藤さんは強いて韓国皇帝の廃位を図りました。

第五、韓国の兵隊は伊藤さんのために解散させられました。

第六、条約の締結について、韓国の国民が憤って義兵が起りましたが、その関係から、伊藤さんは韓国の良民を数多く殺させました。

第七、韓国の政治その他の権利を奪いました。

第八、韓国の学校で用いている良好な教科書を伊藤さんの指揮のもとで焼却しました。

第九、韓国の人民に新聞の購読を禁じました。

第十、なんら充当できる金銭がないにもかかわらず、韓国の官吏に金銭を与え、韓国の国民になにも知らせずに、ついに韓国銀行券を発行しています。

第十一、韓国国民が負担することになる国債二千三百万円を募集し、そのことを韓国国民に知らせず、その金銭を官吏たちの間で勝手に分配したとも聞き、また土地を奪うために使ったとも聞きました。これは韓国にとっては非常なる不利益なことです。

第十二、伊藤さんは東洋の平和を攪乱しました。その理由は、日露戦争の当時から（開戦の詔勅では戦争の目的は）東洋平和の維持のためだと言いながら、韓国の皇帝を廃位し、開戦当初の宣言とはことごとく反対の結果を見るに至っているので、韓国国民二千万人は皆が憤慨しています。

第十三、韓国が望んでいないにもかかわらず、伊藤さんは韓国保護のためだという名分で、韓国政府のごく一部の者と意思を通じて、韓国に不利な施政をしています。

第十四、今から四十二年前に現在の日本皇帝の父にあたる方を伊藤さんが亡きものにしました。そのことは、みな国民が知っています。

第十五、伊藤さんは韓国国民が憤慨しているにもかかわらず、日本皇帝やその他の世界各国に対して、韓国は無事であると言って欺いています。

以上の原因によって伊藤さんを殺しました。

この訊問において早くも安重根が伊藤射殺の理由の一つとして、伊藤博文が「東洋の平和を攪乱」したことにあると12番目に述べている点は注目に値する。

### 3. 安重根の「所懐」について

#### 3-1. 「韓國人安應七所懐」と「伊藤博文罪惡」の2文書の存在

安重根は1909年10月30日にハルピンで溝淵孝雄検事から最初の尋問を受けた後、2日後の11月1日に旅順監獄に収監され、5日後の11月6日には伊藤博文を射殺した理由を「韓國人安應七所懐」<sup>6)</sup>と「伊藤博文罪惡」という書面にして獄吏に提出した。ここに掲載した画像は外務省外交史料館所蔵の簿冊「伊藤公爵満洲視察一件 別冊（伊藤公遭難ノ際 倉知政務局長 旅順へ出張 竝ニ犯人訊問ノ件）」のなかに綴られている文書であり、國家報勲處編『亜洲第一義侠安重根 2』（1995:529-531）<sup>7)</sup>に掲載された史料をスキャンしたものである。同書の528ページ所収の文書「機密第壹號」には「當地監獄ニ拘禁中ノ安應七ハ獄中ニ於テ鉛筆ヲ以テ別紙寫ノ書面ニ認メ…獄吏ニ提出」とあるので、この文書は倉知鐵吉または旅順監獄の関係者が書き写し、倉知の名義で小村寿太郎外務大臣に送ったものであると考えられる。倉知鐵吉については後述する。

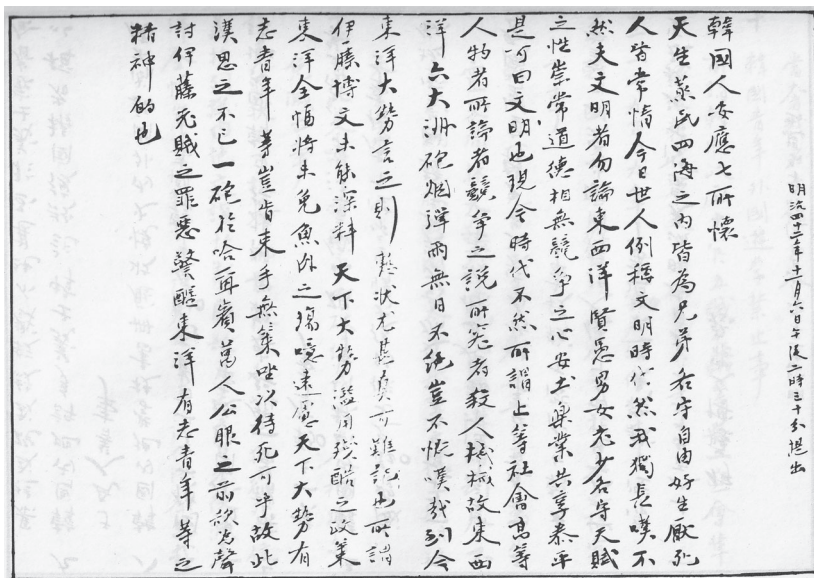


図1 韓國人安應七所懐

明治三十二年五月六日午後二時至八時  
 伊藤博文罪惡  
 一 一千八百六十七年 大日本明治天皇陛下父親太  
 皇陛下被殺大逆不道事  
 二 一千八百九十四年 使人於韓國驅兵突入于皇宮  
 大韓皇后陛下被殺事  
 三 一千九百〇五年 以兵力突入于大韓皇宮威脅皇  
 帝陛下勒定五條約事  
 四 一千九百〇七年 更加兵力突入于韓國皇宮威脅  
 威脅勒定七條約後大韓皇帝陛下廢位事  
 五 韓國內山林川澤礦山鐵道漁業農商工等  
 業一々勒奪事  
 六 所稱第一銀行券勤用但撥行于韓國內地法  
 錫金回財政事  
 七 國債一千三百萬元勒用于韓國事  
 八 韓國內地學校書冊廢收燒火內外國新聞不  
 傳于民人等事  
 九 韓國內地許多義士慘死後復倒境者稱以  
 暴徒或砲或絞殺不絕甚至於義士數者全

図2 伊藤博文罪惡 (1枚目) 8)

當者幾者十餘萬人事  
 十 韓國青年外國駐營禁止事  
 十一 所謂韓國政府大官五賊七賊等與一進會  
 輩締結韓人款受日本保護云々事  
 十二 一千九百〇九年 更勒定五條約事  
 十三 韓國三千哩疆土款為屬邦於日本之標宣  
 事  
 十四 韓國自一千九百〇五年 都無安日二千馬生靈  
 哭聲振天殺戮不絕砲聲洋雨到今不息  
 然獨伊藤藤韓國以太平無事之系上以月欠  
 天皇事  
 十五 自此東洋平和亦為破壞萬々人種將不免滅  
 亡事  
 許多罪狀不可枚舉而前後所行如是行猶外失儀  
 義於列強內絕交拒於鄰國款為先亡日本後滅東  
 洋合陽室不痛歎哉東洋有志青年諸公深察之哉

図3 伊藤博文罪惡 (2枚目) 9)

まず「伊藤博文罪惡」であるが、前述の第1回質問の記録と比較すると、順番が入れ替わっているう  
 えに、若干の変更が認められる。いくつか注目すべき点を挙げておこう。まず、「五」で「韓國内山林川  
 澤礦山鐵道漁業農商工等業一々勒奪事<sup>10)</sup>」と伊藤の統監統治によって、朝鮮の国土のみならず産業全般  
 までもが簞奪されている姿を具体的に示している点、第二に「十一」で伊藤博文の統監統治と韓国「保護」  
 政策に協力した「韓國政府大官五賊七賊等與一進會輩」との結託を批判している点、第三に「十五」以

下で「東洋平和」の「破傷」によって「幾萬々人種将来免滅亡事」「先亡日本後滅東洋全幅」と、日本による朝鮮の国権簒奪は日本と「東洋全幅」を滅亡させるとの危機意識を発露している点である。

大韓義軍参謀中將として義兵戦争を戦った安重根であるが、単に強国日本に抗して大韓帝国の独立を守ろうとしたにとどまらず、相手側の日本にも滅亡の危機が迫っており、東洋の平和を維持するためには日本の政策転換が必要だと考え始めていたのであろう。安重根がなぜ十五という項目数にこだわったのかは、現時点で私には判然としないが、最初の訊問から「伊藤博文罪惡」を書面として書くまでの7日間にも、安重根がさらに思索を深め、問題の本質をつかみ取ろうとしている姿がここから窺われる。

一方、「韓國人安應七所懷」（以下、「所懷」とする）については趙景達（1989a, 1989b）<sup>11)</sup>の研究があり、その口語訳の全文も趙景達ほか編（2011:319）に収録されている。しかし、若干の異同もあるので<sup>12)</sup>、ここに口語に改めたテキストと翻刻した漢文テキストを掲載しておく。必要に応じて原文の語句を〔 〕内に示し、筆者が補足した語句には（ ）を付し、適宜、改行を加えた。

#### 韓國人安應七所懷

天は万民〔蒸民<sup>13)</sup>〕を生み、天下〔四海<sup>14)</sup>〕の人びとをみな兄弟とします。各々が自由を守り、生を好み、死を厭うのが普通的心情〔常情<sup>15)</sup>〕です。今日、世の人はつねづね〔例〕文明時代と称しています。しかし、私はひとり「そうではない」と長嘆しています。そもそも文明は、洋の東西はもちろん、賢愚、男女、老少（を問わず）各々が天賦の性を守り、道徳を重んじ〔崇常〕、競い争いあうことの無い心で、安らかに暮らし愉快地働き〔安土楽業〕、ともに太平を享すること、これを文明というべきです。

（ところが）現今の時代はそうではありません。いわゆる上等社会の高等人物が論じるのは、競争の説であり、究まるのは殺人機械です。ですから世界中〔東西洋六大州〕に砲煙と弾雨が絶える日が無いのです。どうして慨嘆せずになれるでしょうか。今に到って東洋の大勢は、これを言うならばすなわち、恥ずべき状態〔慙状〕がもっとも甚だしく、まことに〔真〕に記し難いことです。

いわゆる伊藤博文は、いまだに天下の大勢を深く考えること〔深料〕ができず、残酷な政策を濫用しています。東洋の全幅が将来に魚肉の場（となること）を免じます。ああ、天下の大勢の将来を深く考える〔遠慮<sup>16)</sup>〕ならば、有志の青年らは、どうしてすすんで〔肯〕手をこまねき〔束手〕策も無く、坐して死を待つことをができるでしょうか。この私〔漢〕はこう思ってやまぬ〔不已〕がゆえに、ハルピンの公衆の面前〔万人公眼之前〕で一砲し、伊藤老賊の罪惡を公然と批判し〔聲討<sup>17)</sup>〕し、東洋の有志の青年たちの精神を目覚め〔警醒<sup>18)</sup>〕させようとしたのです。

明治四十二年十一月六日午後二時三十分提出

韓國人安應七所懷

天生蒸民四海之内皆為兄弟各守自由好生厭死人皆常情今日世人例稱文明時代然我獨長嘆不然而夫文明者勿論東西洋賢愚男女老少各守天賦之性崇常道德德相無競爭之心安土樂業共享恭平是可曰文明也現今時代不然所謂上等社會高等人物者所論者競爭之說所究者殺人機械故東西洋六大洲砲煙彈雨無日不絕豈不慨嘆哉到今東洋大勢言之則慙狀尤甚真可難記也所謂伊藤博文未能深料天下大勢濫用殘酷之政策東洋全幅將來免魚肉之場噫遠慮天下大勢有志青年等豈肯束手無策坐以待死可乎故此漢思之不已一砲於哈爾賓萬人公眼之前欲為聲討伊藤老賊之罪惡警醒東洋有志青年等之精神的也

### 3-2. 安重根所懷の思想的・政治的意味

趙景達（1989b:72）は、この「所懷」に示された安重根の思想について「明らかに鋭い文明批判だと言わざるを得ない」と評価した。つまり、「社会契約論＝天賦人權論（「天賦之性」）の立場から現実世界を支配している社会進化論（「競争之説」）的状况を批判し、『道德』への回帰を訴えた」のだと解釈する。また、「所懷」の随所から、安重根の思想の背景に『論語』をはじめとする漢籍の教養があることは読み取れるが、その底流にあるのは徹底した平等主義と平和主義であると言えよう。趙景達は安重根が「伝統的儒教思想と社会契約説という市民革命期の西欧近代思想を結合させることによって断乎現実の西欧文明への妥協を拒否し、十九世紀的な社会進化論を否定した」のであり、それは「帝国主義批判の論理の獲得」であったと主張している。

近年では小川原宏幸（2018）が、趙景達の研究成果を踏まえたうえで、安重根が「自らが近代主義に立脚して思想形成しながらも、近代主義批判の枠組みを提示した点」、すなわち「当時愛国啓蒙運動が陥っていた帝国主義批判論理の不徹底を、天賦人權論の立場から乗り越えた」（小川原 2018:214）ことに高い思想史的意義を読みとっている。小川原は、近代主義的立場をとる愛国啓蒙運動が、朴殷植や申采浩のように当時の国際情勢を冷静に見ながらナショナリズムを高揚させて朝鮮の近代化を推進しようとする道（大国主義への接近）と、尹致昊や尹孝定のように当時の国際関係を楽観視して日本を東洋の盟主とする同盟論や合邦論へと進む道の二方向に分かれていったとし、その両者がともに帝国主義批判の論理を構築できなかったとする。それに対して、安重根は「所懷」に端的に示されているように文明とは「天賦の性」を守って生きる状況のことでありと明快に位置づけたうえで、「競争の説」＝社会進化論を前提とする近代文明を批判している。すなわち「帝国主義世界の現実」を「天賦人權論の立場から鋭く批判」（小川原 2018:216）した「思想的転回」であった。

この安重根の「所懷」と「伊藤博文罪惡」の写しは、安重根が獄吏に提出した翌日の11月7日に旅順にいた倉知鐵吉外務省政務局長<sup>19)</sup>の名義で小村寿太郎外務大臣に送付された。倉知鐵吉も小村寿太郎もこれらの文書を確認し、安重根の思想、伊藤射殺の動機と背景を垣間見て恐懼したことであろう。同

じ簿冊には、11月15日に鄭永邦<sup>20)</sup>を発信者とする「韓国人安應七ノ懐抱スル所ノ意見」（國家報勲處編 1995:532-536）と題された文書も綴られている。その内容は安重根の2つの漢文体の文書を忠実に書き下し文にしたものであるが、小村と倉知が文書の重大性を察知して、鄭永邦に書き下す作業を命じたものと推測される。検察と警察による安重根に対する訊問は11月14日の溝淵孝雄検事による第2回目から、連日、本格的に進められるわけであるが、前述の通り小村と倉知はその初期段階から安重根の人物像をよく理解していたわけである。それゆえに、小村と倉知は安重根の思想や人物像が国際的に知られることを防ごうと、捜査と公判に圧力をかけ続けたのであろう。

#### 4. 安重根獄中口述記録「聴取書」について

##### 4-1. 「聴取書」とは

ここまで安重根の「所懐」について検討してきたが、そこに示された安重根の思想は検察と警察による訊問や公判を受ける過程で、さらに体系づけられていったと考えられる。本稿で検討する「所懐」と「聴取書」は、安重根の獄中自叙伝「安應七歴史」や、完成を見ずに絶筆となった「東洋平和論」と合わせて一体のものを見なければならぬし、訊問調書、公判記録、日本側の官憲資料とも突き合わせて総合的に検討しなければならないが、それは別の機会に譲らざるを得ない。

さて、安重根は1910年2月14日に死刑判決を言い渡され、その3日後の2月17日に旅順の関東都督府高等法院長<sup>21)</sup>の平石氏人<sup>22)</sup>と3時間にわたり面談した。安重根はその席で、平石に促され自分の抱いている東洋平和のための政策構想を語っていた。その面談記録である「聴取書」は、日本の外交文書として簿冊に綴られ日本外務省外交史料館に保管されていたが、1995年に韓国で前述の『亞洲第一義侠 安重根』が発行されたことにより「東洋平和論」を補完する重要文書として研究が進められるようになった。それ以来、韓国では「聴取書」に基づく研究が活発に行われてきたが、日本ではまだ「聴取書」の存在自体も余り知られておらず、論文や資料集としても日本語では紹介されていない。

##### 4-2. 「聴取書」現代日本語版

まずは、「聴取書」を現代日本語に改めたテキストを示しておこう<sup>23)</sup>。

###### 聴取書

殺人犯被告人 安重根

（上記）被告の安重根は、（栗原貞吉）典獄を通して、地方法院の判決に対して控訴を申し立てるかどうか決断するために、高等法院長に上申したいことがあるとの旨を申し越したので、高等法院長は通訳囑託の園木末喜の通訳によって、被告を引見した。そこで被告は以下のように陳述をした。

一、私に対する殺人被告事件について、地方法院の判決に対して不服の点があり、まずこれから陳述いたします。

一、私はもともと「元来」伊藤公には面会したこともないのです。それなのにこのたび私が伊藤公を殺害するに至ったのは国家のためにしたことであって、決して一個人としての資格で行ったものではありません。ですから、本件は普通の殺人犯として審理されるべきものではありません。したがって、この裁判は当を得ないものとして、不服です。

一、日韓五箇条および七箇条の協約は韓国皇帝をはじめ、韓国人民のすべてが快く締結したものではありません。日本が兵力の威圧によって強制的に「強ひて」締結したものです。そのため、私たちは義兵を起こしてこれに反対し、また伊藤公を殺すに至ったのです。もし今回の裁判に（私が自ら）服するならば、上記の協約にも同意したと同様なことになりますから、この点からも不服です。

一、私が韓国のために義兵中將として働いたことは、日本人も認めていることで、日本の軍隊や警察官も安徳七という人物が咸鏡北道の朝露国境などの地域において韓国のために働いたことは確認していることです。今回の行為も、その資格においてしたのですから、捕虜としての取り扱いを受けるはずです。したがって、国際公法を適用すべきものであるのに、普通裁判所であるこの地方法院において審理および判決をされたことは、はなはだ不当であり、日韓協約にさえも反するものです。たとえ私が今回の判決に甘んじるとしても、世界は日本を野蛮国とみなして嘲笑することになります。以上の理由からしても、今回の判決に不服です。

一、伊藤公が統監として韓国に着任されたときには、韓国のために計ると声明されましたが、それは単なる弁明に類するようなものに過ぎず、その真意はまったく義に反しているのです。その一例として、日韓協約を結んだ李完用らのような人たちは韓国人のすべてが、犬にも劣ると見ているので言うまでもないのですが、伊藤公のことも仇敵と見ているのです。伊藤公が生きていれば東洋の平和を害するだけです。東洋の一分子である私にとっては、このような悪漢を排除するのは私の義務であると信じて殺害したのです。ですから、私を一般普通の殺人犯として処分することにしたのは重大な「非常の」誤りです。なお、甚だしいことには、私のことを評して兇漢と呼ぶ人がいると知って、実に憤慨に耐えられませんので、この点からも不服です。

一、伊藤公は私腹を肥やすために（統監統治を）していたのです。日本の天皇陛下の御威徳もつつみ隠して「蔽ひ」その御威徳「之」を害する悪人です。公判廷において検察官は、伊藤公がいま統監の職についていないことを理由に、伊藤公を殺すのは私怨であると論じられましたが、それは誤っているのです。伊藤公は統監を辞した後もなお、様々な干渉をして合邦問題にまで手を尽くしたことがあるぐらいです。私は決して私怨によって一私人として伊藤公を殺したではありません。

一、伊藤公は韓国の上下が悦服円満であると世界に宣伝していますが、それは事実と反しています。耳目となる人は必ずその実際を知っています。一例を挙げれば、韓国の前皇帝は従順でいらっしやらなかったため、伊藤公は随意に皇帝の意思を左右することができず都合が悪いということから、前皇帝を廃して、前皇帝より劣る現皇帝を置いたのです。韓国の人民は開国以来、決して他国を侵略しようとしたことはなく、「武の国ならぬ文の国」の善意の人民です。それなのに伊藤公は韓国を侵略し、自分の意のままにするために才能のある人はすべて殺害するのです。このような人が生存していれば、すなわち東洋の平和を害するのですから、おのずから東洋平和のために伊藤公を世界から除去するに至ったので、一私人の資格ではありません。



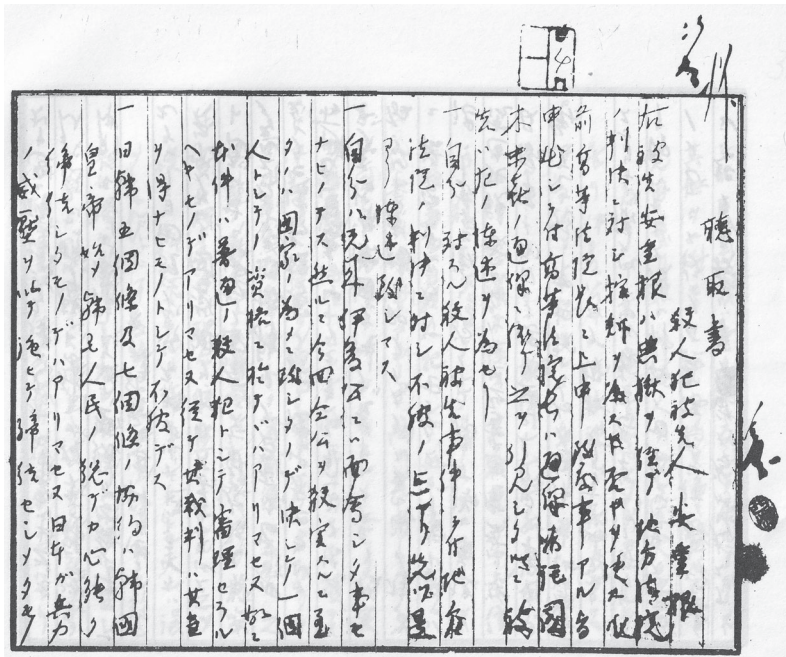


図4 「聴取書」の1枚目<sup>24)</sup>

一、すでに何回か申し上げてはいますが、日露戦争の当時に日本皇帝は宣戦詔勅に韓国の独立を鞏固ならしめるとあり<sup>25)</sup>、また日露協約にも同様の文章があります。それなのに伊藤公は韓国の軍部を廃し、司法権を日本に引き渡し、行政権をもまた引き渡そうとしたのです。そうなると韓国の独立云々という事に反しているのが、韓国皇室の尊厳を保つといっても、それはほとんど名のみです。日露戦争〔戦役〕においては、日本の青年数万人の生命を失い、日韓協約の成立についても多数の人命を失いました。これらはみな伊藤公の政策が□□を得ないことから生じたものです。このような悪漢を除去したのに、なぜに過大な処罰を受けなければならないのでしょうか。あたかも「大盗を許して小盗を罰する」と一般に言うような不当なことであると思います。世人は伊藤公を二十世紀の英雄とか、偉大な人物として賞賛していますが、私から見れば極めて小人物の奸悪な姿だと思います。日清戦争、日露戦争、日韓関係（の悪化）などはいずれも伊藤公の政策が当を得なかったためで、弾丸の飛来が一日たりとも休む暇がありません。諺に「天に順うものは報ず、天に逆うものは亡ぶ」とあります。日露宣戦の詔勅に韓国の独立を鞏固ならしむとあり、これは、天の意を受けたもので、また、日本皇帝の聖意であると思います。戦争の当時は何人も日本の勝利を思った者はいませんでした。それなのに勝利を得たということは、すなわち、「天に順って報ず」の諺に因ったのです。伊藤公は日本皇帝の聖意に反する政策を執ったために、今日のように日本は韓国を窮地に陥れたのです。「強に過ぎたるは折れる」という諺があります。伊藤公の行為は奸悪に過ぎるのです。それで、人心をつかみ取ることができないだけでなく、かえって反抗心を成立させるだけでなにも得るところがありません。

一、伊藤公の政策がやむを得ずなされたものであることは私もわかっています。日本は現在、非常に財政が困難な状況でありますから、その欠損を補うために、清と韓国の両国に対してこのような政策を用

いているのだということは承知しています。しかし、それは間違っており、あたかも「自らの肉を断って一時の餓えを凌いでいる」ようなものです。その後にいっそう大きな苦痛が来ることを知らないのであって、心ある人々なら誰でも伊藤公のような政策を笑わない人はいません。日本の東洋における地位は人間の体に例えると、あたかも頭部のようなものです。ですから、身体に対する配慮を怠ってはなりません。それなのに、伊藤公の政策は陋劣です。韓国の人民はもちろん、ロシア、清、アメリカの各国は日本を膺懲する機会をうかがっているのです。日本は今すぐ態度を改めないと、各国に対して東洋の平和を攪乱した責任を負わなければならないでしょう。日本は東洋の平和についてはいづれにしても責任を負うのです。「過ちを改むるに憚ることなかれ」という金言があります。私がかも一人の責任ある日本国民であるならば、政策についても対案意見を持っています。しかし、今これを陳述すると他に差し支えを及ぼすかとも思いますので、陳述しません。以上は、東洋平和における大勢から申し上げたのでして、それはまた、私のこのたびの行為が罪とならない理由であります。

高等法院長が被告が抱いている政策とはどのようなものかを問うと、被告は以下のように答えた<sup>26)</sup>。

一、自分が抱いている政策意見を陳べても差し支えないとのことならば申し上げます。私の意見は、もしかしたら愚見として笑われるようなものかもしれませんが、これは最近になって考えたものではなく、ここ数年来ずっと考えてきた意見です。自分がこれから申し上げる政策を実行すれば、日本は泰山の如くになり、各国から非常なる名誉を得るようになります。

覇権<sup>27)</sup>を掌握しようとする、非常の手段を施さなければならないと言いますが、日本がこれまでとって来た政策は、二十世紀の政策としては甚だ飽き足りないものです。つまり、これまで外国がやってきた手法を真似ているだけで、弱国を倒して併呑するという手法です。こんなことをしていても覇権を握ることはできません。まだ列強国がやっていない行為をしなければなりません。いまや日本は一等国として列強国に並ぶ勢いで進んでいます、日本の性質は言わば「速成速決」で立っているのであり、これは日本の欠点で、日本の為めには残念なところです。

一、日本がいますぐになすべきことは財政整理です。財政は人に例えれば元気の源です。つまり、財政を健全にして国の健康状態を強くしておくということです。第二に、列強国からの信用を受けることが重要です。いま、日本は信用を受けていません。第三に、すでに申し上げた通り、日本はいま各国から、その隙を覗かれていますから、それに対する方法を考えなければなりません。この三大急務を解決する方法は、私の考えでは、簡単なことだと思います。戦争もなにも必要ありません。それは、唯ひとつ、心を改めることにあるのです。伊藤公がやってきた政策を改めるのです。伊藤公の政策は全世界の信用を失ってしまいました。日韓協約を見れば明らかのように、韓国人が心服するどころか、反抗心を高めさせるに至った過ちであり、(日本にとっても)なにも得るところがありません。

日韓清は兄弟の国です。ごく親密に過ごしてきたのですが、それなのに今は、まるで兄弟の仲が悪くて、ある一人がほかの一人を助けられないような状態で、世界に向かって不和であることを発表しているようなものです。日本がこれまでにとってきた政策を改めて、それを世界に発表するというのは、(日本にとっては)多少は恥ずかしい面もあるでしょうが、それは止むを得ないのです。

いますべき政策としては、旅順を開放して日本、清、韓国三国の(共同)軍港とし、この三国から有為

の者を同地に会合させて、平和会というようなものを組織して、それを世界に公表するのです。こうして日本に（領土的な）野心がないことを示すのです。旅順をいったん清国に還付して、そこを平和の根拠地とするのが最も賢明な策となると信じます。覇権を握ろうとするならば、通常ではない手段が必要であるというのは、つまりこのことを言うのです。旅順を還付することは日本にとっては苦痛であるかもしれませんが、結果としては、かえって利益を生むことになるので、世界の各国はその英断に驚歎し、日本を賞賛し、清国と韓国を加え、日清韓は永久に平和と幸福を得ることになるのです。

また、財産整理の観点から言えば、旅順に東洋平和会を組織して会員を募集し、会員から一人当り一円を会費として徴収するのです。日清韓の人民のなかから数億人がこの会に加入することは間違いありません。そして、銀行を設立して（共通の）通貨〔兌換券〕を発行すれば、必ず信用は得られるので、金融についてはおのずと円満に進みます。また、重要な場所に東洋平和会の支会を設けて、そこに銀行の支店を置くのです。そうすれば日本の金融は円満になり、財政は万全となるでしょう。旅順を警備するためには、日本の軍艦五、六隻を旅順港に繋留しておけばいいでしょう。そうすれば、日本は旅順を還付したとしても、実際には日本が領有するのとなにも違いません。

以上の方法によって東洋の平和は完全になりますが、列強国に対応するためには対策を講じなければなりません。そのためには、日本、清、韓国の三国から各国の代表を派遣して対応にあたらせます。また、三国から強壯な青年たちを集めて軍隊を編成するのです。そして、強壯な青年たちに二カ国語の言語を習わせて友邦であり兄弟の観念を高めるように指導します。

このような日本の偉大な態度を世界に示せば、世界はこれに感服して日本を崇拝し敬意を表するようになります。なぜならば、たとえ（他国が）日本に対して（領土的）野心を持っていたとしても、それを画策する機会を失うことになるからです。こうして日本は輸出も増加し、財政も豊かになって、泰山のような安定を得ることになるのです。

清と韓国の両国もともにその幸福を享受し、また（世界の）各国に対しては、その模範を示すことになります。こうして清と韓国の両国は、日本を星として仰ぐことになり、（商工業など産業発達の）覇権も日本に帰することになります。そうなると清と韓国が申し立てた影のようなものは夢にも現れなくなるでしょう<sup>28)</sup>。そのようになれば、インド、タイ、ベトナムなどアジアの各国は進んで東洋平和会に加盟を申し込み、日本は争うことなく東洋を掌中に収めることになります。

一、かつて殷の国が滅びる頃、劣国は周という君子を担いで天下の覇権を握らせるに至りました。今日の世界の列強国がどんなに力を尽くしてもできないことがあります。ヨーロッパではナポレオンの時代まではローマ教皇から冠を受け取ってかぶることによって王位に就きました。しかし、ナポレオンがこの慣習を破壊したため、それ以後はこのような儀式を行うことができた者はいません。日本が、私がここまで述べたように、いよいよ覇権を掌握することになれば、日本、清、韓国の三国の皇帝はローマのカトリック教皇に面接して（平和の）誓いを立てて、冠をお受けになれば、世界はすぐさまそれに驚歎するでしょう。現在、カトリックは世界に存在する宗教徒の三分の二を占めています<sup>29)</sup>。世界の三分の二を有する民衆から信用を受けることになれば、その勢力は非常に大きなものです。（逆に）もしこれら（の人びと）が反対すれば、どんなに日本が強国だとしてもどうにもなりません。

一、韓国は日本の掌中にあり、日本の方針によってどのようにもなるのですから、私がここで申し上げ

げた通りの政策を日本が執るならば、韓国もそれに従って、日本が遺した徳を得ることができます。

一、ひとつ、日本のせいで慨嘆に堪えられないことがあります。それは、日露戦争の当時は「日出露消」、つまり、日本が現れてロシアが消えるという言葉があったほど、日本は金銭のある限りを尽くした時代でした。それなのに、今では日本、清、韓国の人々は「日冷日異」、すなわち、「一日で冷え込み一日で変わってしまう」と称しています。これは日本が衰微の状態にあることを言っているのであり、日本は最大限の注意を払って政策を行わなければ、回復することのできない苦境に陥ります。この点については、日本当局の反省を求めます。

ここで高等法院長は、被告の申越しは以上の通りであるが、法院では一個人の殺人犯として取扱うところであると述べた。また、被告の申越しは預かり置くけれども、その申越しの意に添うような特別の手續を執ることはできないと懇切に説諭したが、被告はその意を了とした。

一、私は当初から自分の死をもって国家の為に実行するという意思でしたから、いまさら死を恐れて控訴を申し立てるようなことはしません。ただ、私はいま獄中で東洋政策と私の自伝を認めておりますので、ぜひともこれを完成させたいと思います。また、洪錫九神父が私に会うために韓国から出立なさったとのことですので、その面会の機会を得るために、私が信じるカトリックにとって記念すべき日である三月二十五日<sup>30)</sup>まで、刑の執行を猶予されることを歎願します。

上記の通り [右] 録取した。

明治四十三年二月十七日

於 關東都督府 高等法院

書記 竹内 静衛

#### 4-3. 「聴取書」の翻刻テキスト

以下に示すのは國家報勲處 [編] (1995) 所収の「聴取書」全 13 枚を用箋に記述された通りの配列で当用漢字に翻刻したものである。

〔一枚目〕

聴取書

田印

殺人犯被告人 安重根

右被告安重根ハ典獄ヲ経テ地方法院

ノ判決ニ対シ控訴ヲ為スカ否カヲ決スル

前高等法院長ニ上申致度事アル旨

申越シニ付高等法院長ハ通訳囑託園

木末喜ノ通訳ニ依テ之ヲ引見シタ此ニ被

告ハ左ノ陳述ヲ為セリ

一 自分ニ対スル殺人被告事件ニ付地方

法院ノ判決ニ対シ不服ノ点アリ先ツ是

ヨリ陳述致シマス

一 自分ハ元來伊藤公ニハ面會シタ事モ

ナヒノテ然ルニ今回全公ヲ殺害スルニ至

タノハ国家ノ為ニ致シタノデ決シテ一個

人トシテノ資格ニ於テハアリマセヌ依テ

本件ハ普通ノ殺人犯トシテ審理セラル

ヘキモノデアリマセヌ從テ之ヲ裁判ハ其

當ヲ得ナヒモノトシテ不服デス

一 日韓五個条及七個条ノ協約ハ韓國

皇帝始メ韓國人民ノ總テカ心強ク

締結シタモノデアリマセヌ日本ガ兵力

ノ威壓ヲ以テ強ヒテ締結セシメタモノ

〔二枚目〕

デス夫レガ為メ自分等ハ義兵ヲ起シ

之レニ反對シ又伊藤公ヲ殺スニ至タノ

デス若シ今回ノ裁判ニ服ストセバ即チ

右協約ニ全意ヲ表スルト全様ニナリマス

カラ此点ヨリモ不服デス

一 自分ガ韓國ノ為メ義兵中將トシテ働ヒ

タ事ハ日本人モ之ヲ認メ日本ノ軍隊及

警察官モ安慮セナル者カ威鏡北道露

境等ニ於テ韓國ノ為ニ働ヒタ事ハ認

メテ居リマス今回ノ行為モ其資格ニ

於テ致シタノデスカラ即チ捕虜トシテ取

扱ヲ受クベキ筈デ從テ國際公法萬國

公法ヲ適用スヘキモノナルニ普通裁判所

ナル当地方法院ニ於テ審理判決セラレタ

ルハ甚タ不当テ日韓協約ニモ反スルモノ

デス假令自分ハ今回ノ判決ニ甘ンズルト

スルモ世界ハ日本ヲ野蠻國トシテ嘲笑

スルコトナルノデス以上ノ理由ヨリシテモ

今回ノ判決ニ不服デス

一 伊藤公ガ統監トシテ韓國ニ喚サレタル

際韓國ノ為メニ計ルト聲明セラレタル

モ之レハ單ニ辯明ニ類スル様ナ物ニ過キス

〔三枚目〕

シテ其真意ハ全ク義ニ反シテ居ルノデス

其様ナ一例ニハ日韓協約ヲ締盟セル李

完用等ノ様ハ韓國人ノ總テガ犬ニモ劣

リタルモノデ言フニモ足ラサルモノデアルトシテ

居リ伊藤公ハ仇敵視シテ居ルノデス

伊藤公ヲ生存セシメバ東洋ノ平和ヲ害

スルノミデアリマス東洋ノ一分子タル自分

ハ 如斯惡漢ヲ除クハ其ノ義務デアルト信

シテ殺害ヲ致シタノシタノデス 抛テ自分ヲ

一般普通ノ殺人犯トシテ処分スルトスルノハ

非常ノ誤リデアルノデ尚ホ甚數クハ自分

ヲ風シテ兇漢ト呼フ者アルト知りテハ実

ニ憤慨ニ耐ヘナヒノテ此点ヨリモ不服デス

一 伊藤公ハ自己ヲ肥ス為メニ致シテ居タノ

デス日本天皇陛下ノ御威徳モ蔽ヒ之

ヲ害ス悪人デス公判廷ニ於ヒテ檢察

官ハ伊藤公ハ現今統監ニアラザルニ之ヲ

殺スハ私怨デアルト論セラレタルモ夫レハ誤

テ居ルノテス伊藤公ハ統監ヲ辞シタル後モ

尚ホ種々関涉ヲ為シ合邦問題迄 盡シ

タ事カアル位デス 自分ハ決シテ私怨ニ依テ

ハ一私人トシテ伊藤公ヲ殺シタノデアアリ

〔四枚目〕

マセヌ

一 伊藤公ハ韓国上下悦服円満ナリト世  
 界ニ宣シテ居リタルモ夫レハ事実ニ反シ  
 テ居マス耳目アル者ハ必ス其実際ヲ知  
 テ居マス其一例ヲ挙ケレハ韓国前皇  
 帝ハ従順デアラレサルヨリ伊藤公ハ随意  
 ニ之ヲ左右スル事力出来ス都合力悪ルヒト云フ  
 処ヨリ前皇帝ヲ廢シ之ニ劣リタル現皇  
 帝ヲ置タノテス韓国人民ハ開国以來決テ  
 他国ヲ侵畧セントシタル事ナク即チ武ノ國  
 ニアラサル文ノ國ナル善意ノ人民デアリマス  
 然ルニ伊藤公ハ之ヲ侵畧シ自己ノ意ノ如ク  
 センガ為メ人才アル者ハ統テ之ヲ殺害スルノデ  
 ス如斯者ガ生存セシナハ即チ東洋ノ平和  
 ヲ害スルノデスカラ自然ニ東洋平和ノ為ニ之  
 ヲ世界ヨリ除去スルニ至タノデ一私人ノ資格  
 デハアリマセヌ

一 数回モ申上テハ居リマスガ日露戦ノ  
 当時日本皇帝ハ宣戰詔勅ニ韓国ノ独  
 立ヲ鞏固ナラシムトアリ又日露協約ニモ同様  
 ノ文章ガアリマス然ルニ伊藤公ハ韓国ノ軍  
 部ヲ廢シ司法權ヲ日本ニ引渡シ行政

〔五枚目〕

權ヲモ亦引渡サントシタノデス然ラバ韓  
 國獨立云々ノ事ニ反シテ居ルノデ韓国皇  
 室ノ尊嚴ヲ保ツト云フモ始ト名ノミデス日  
 露戦役ニ於テ日本ノ青年數萬人ノ生命  
 ヲ失ヒ日韓協約成立ニ付テモ多數ノ人命  
 ヲ失ヒマシタ之等ハ皆伊藤公ノ政策宜シガ  
 ヲ得サルニ生タルモノデス如斯惡漢ヲ除去シタル  
 ニ何故ニ過大ナル處罰ヲ受ケナケレハナリマセンカ  
 恰モ大盜ヲ赦シテ小盜ヲ處罰スルト一般テ言フ  
 不当デアルト思ヒマス

世人ハ伊藤公ヲ二十世紀ノ英雄トカ偉大ナ  
 ル人物トシテ賞賛シテ居マスガ自分カラ見  
 レハ極メテ小人物ノ奸惡ナル其姿ト思ヒマス  
 日清、日露、日韓關係ノ如キ何レモ伊藤公  
 ノ政策當ラ得サル為メ彈丸ノ飛來カ一日モ  
 休ム暇ガアリマセヌ諺ニ天ニ順フモノハ報ス天ニ  
 逆フモノハ亡フトアリマス日露宣戰ノ詔勅ニ韓  
 國ノ獨立ヲ鞏固ナラシムトアリ之レ天ノ意ヲ受  
 ケテノ又日本皇帝ノ聖意ト思ヒマス□  
 戰ノ当時ハ何人モ日本ノ勝利ヲ思フタモノ  
 ハアリマセヌ然ルニ勝利ヲ得タト言フノハ即  
 チ天ニ順フテ報スノ諺ニ因タノデス伊藤公

〔六枚目〕

一 日本皇帝ノ聖意ニ反スル政策ヲ執リ  
 タルガ故ニ今日ノ如ク日本ハ韓国ヲ窮地  
 陥ラシメタノデス強ニ過タルハ折レルト言フ諺  
 ガアリマス伊藤公ノ行為ハ奸惡ニ  
 過クルノデアリマス夫レデ人心ヲ收攬シ居サル  
 ノミナラズ却テ反抗心ヲ成立ナラシムルノミデ  
 何ノ得ル処ガアリマセヌ

一 伊藤公ノ政策ノ止ムヲ得サルニ出テタルモノ  
 ナル事ハ自分モ諒トシテ居リマス即チ日本ハ  
 今日非常ノ財政困難ノ狀況ニアルノテ其  
 欠損ヲ補フ為メニ清韓兩國ニ政策ヲ用  
 ユルモノナル事ハ承知シテ居リマス併シ其レハ  
 誤テ居ルノデ恰モ自己ノ肉ヲ斷チ餓ヲ醫  
 スルト全様テ一時ノ餓ヲ凌キ得タリトスル  
 モ更ニ大ナル苦痛ノ來ルノヲ知ラヌノデ心ア  
 ル者ハ何人モ同公ノ如キ政策ヲ笑フヌモノハ  
 アリマセヌ

日本ノ東洋ニ於ケル地位トイウモノハ人休ニ  
 譬ヘハ恰モ頭部デス故ニ体ニハ配慮スルヲ  
 以テ之ヲ<sup>オウ</sup><sup>オウ</sup>ナケレハナリマセヌ然ニ伊藤  
 公ノ政策ハ陋劣デアアル韓國人民ハ勿論  
 露、清、米ノ各国ハ日本ヲ膺懲セシメント

〔七枚目〕

其様今□□ルヲ待テ居ルノデス今日ニ於テ  
 改メサレハ□□ニ到リ日本ハ各国ニ對シテ東  
 洋平和ヲ攪乱スルノ責任ヲ負ハナケレバナリ  
 マセヌ日本ハ東洋平和ニ付テハ何レニシテモ責  
 任ヲ負フルノデス過ヲ改ムルニ憚ル事勿レトノ  
 金言ガアリテ自分ガ若シ日本ノ責任アル一員  
 ナリトセハ政策ニモ對案意見ヲ有シテ居リ  
 マス。今之ヲ陳述セハ他ニ差支ヲ及ホスカトモ  
 思ハレマスカラ陳述致シマセヌ  
 以上東洋平和ニ於ケル大勢カラ申上ケルノ  
 デ又自分今回ノ行為ガ罪トナラサル理由デ  
 アルノデス  
 高等法院長ハ先ツ被告ガ懷抱スル政策トハ如何  
 ナルモノナルカヲ問ヒタルニ  
 一 自分ガ有スル政策意見ヲ陳ヘテモ差支  
 ナシトノ事デアリマスナラバ申上ケマス自分ノ  
 意見ハ或ハ愚見トシテ笑フ物ナノカモ知レマセ  
 ヌガ。之レハ昨今ノ考ヘテハナク數年來有ス  
 ル意見デアリマス  
 自分ガ今申上ケル政策ヲ実行セバ日本ハ  
 泰山ノ如クニ為リ各国ニ對シテ非常ノ  
 名譽ヲ得ル事ニナリマス覇權ヲ掌握セ

〔八枚目〕

ントセハノ非常ノ手段ヲ施サナケレハナラヌト  
 ユフ言ガアリマス日本ノ採リ来リタル政策ハ  
 二十世紀ノトシテハ甚タ飽キ足ラヌノデス即チ  
 従来外国ガ為テ来リタル手法ヲ真似テ居  
 ルノデ弱國ヲ倒シテ之ヲ併吞スルト云フ手法  
 テス如斯事ニテハ到底覇權ヲ握ル事ハ  
 出来マセヌ未ダ列強國ノ為ササル行為ヲ  
 為サネハナリマセヌ今ヤ日本ハ一等國トシテ  
 列強ニ伍シ進シテ行キツツアリマスガ日本ノ性  
 質ハ速成速決テ立テ之レ日本ノ欠点デ  
 又日本ノ為メニ惜ム処デアリマス  
 一 日本ノ為スベキ急務トシテハ第一 財政整  
 理デス 財政ハ人間トシテノ元氣デス即チ  
 財政を養成シテ國ノ元氣ヲ強カラシムルト  
 ユフ事デス第二ニハ列強國ノ信用ヲ受ケル  
 事デス今日日本ハ信用ヲ受ケテ居リマセ  
 ヌ第三日本ハ右申上ケタルガ如ク 各国ヨリ其  
 隙ヲ窺ハレテ居ルノデスカラ之レニ對スル方法  
 ヲ案セナケレバナリマセヌ  
 此三大急務ヲ完全ナラシムル方法如何  
 自分ノ考ヘテハ容易デアルト思ヒマス 戦争  
 モ何モ要シマセヌ唯一ニ心ヲ改ムルニアルノデ其

〔九枚目〕

一着手トシテ伊藤公ノ政策ヲ改メルノデス 伊  
 藤公ノ政策ハ全世界ノ信用ヲ失□□□□  
 日韓協約ノ如キハ心服スルトコロデナク反抗  
 心ヲ□□セシメタ過チデアリ何等ノ得ル処モ  
 ナヒノデス日韓清ハ兄弟ノ國デアリマス  
 極メテ親密ニ□□□□□□□□然ルニ□□□□  
 状態恰モ兄弟仲ガ悪ク其一人ガ他一人ヲ  
 助ケナヒ様ナ物デ世界ニ□□アリ□□ヲ発表  
 シテ居ルト同様デス  
 日本ノ今日迄ノ政策ヲ改メテ世界ニ発表  
 スルノハ多少ノ恥辱トナル様モアリマシヨウ  
 ガ之レ又止ムヲ得ナヒノデス之ニ到リテモ政  
 策トシテハ旅順ヲ解放シ日清韓ノ軍  
 港ト為シ□□三国ヨリ有為ノ者ヲ同地ニ會  
 合セシメ平和会ナルモノヲ組織シ之ヲ世界  
 ニ公表スルノデス之レ日本ノ野心無ヲ示スノテ  
 ス 旅順ヲ一旦清國ニ還付シテ而テ平和ノ  
 根柢地トスルト云フノガ最も賢策ヲ得タル  
 モノト信ジマス 覇權ヲ握ラントセハ非常ナル  
 手段ヲ要スト云フハ即チ此点ヲ云フノデス旅  
 順還付ハ日本ノ苦痛トナル処ナルモ結果  
 ニ於テハ却テ利益ヲ生スルニ到ルノデ世界各

〔十枚目〕

國此英斷ニ驚歎シテ日本を賞賛清  
韓ヲ加ヘ日清韓ハ永久ニ平和幸福ヲ得  
ル事ニナルノデス又財産整理ヨリ云フハ旅順ニ組  
織シタル東洋平和会の會員ヲ募集シ  
會員一名ヨリ一円ヲ会費トシテ徴収スルノデス  
日清韓ノ人民數億之ニ加入スル事ハ疑  
ヒ有リマセヌ銀行ヲ設立シ之ニ一免私干  
私兌換券ヲ発行セハ必ス信用ヲ得マスカ  
ラ金融ノ点ニ付テハ自然ニ円満トナリ  
各要所ニ平和支會ヲ設ケ又銀行ノ支店  
ヲタ置クノデス如クシテ始メテ日本ノ金融  
ハ円満財政ハ完全トナルヲ得マス  
旅順ノ警備トシテハ日本ヨリ軍艦五六隻  
ヲ旅順港ニ繋留シテ置クノデス以上如何セヨ  
旅順ヲ還付シタリトスルモ其美ハ日本ノ領  
有ト少シモ異ナリマセヌ  
以上ノ方法ニヨリテ東洋平和ハ完全トナルモ  
列強國ニ對スル為メ対策ハシナケレハナリマセヌ  
夫レハ日清韓ノ三國ヨリ各代表ノ者ヲ派遣シ  
テ之レニ當ラシメ三國ヨリ強壯ナ青年ヲ集メ  
軍隊ヲ編成スルノデス而シテ強壯ナ青年ニハ  
若二國ノ残ヲ学ハセ□□□□□□□□□□

〔十一枚目〕

兄弟ノ國ト云フ觀念□□□□□□□□□□□□□□  
此様ナ日本ノ偉大ナル□□□□□□□□□□□□□□  
界ハ之レニ感服シテ日本ヲ崇拜シ敬意ヲ  
表スルニ□□リマスナセナレハ仮令日本ニ對シ野心  
ヲ有スル國アリトスルモ其策スルニ機會□□  
ナル事ニナリマス斯クテ日本ハ輸出増ト為  
リ財政豊カトナリ泰山ノ如ク□□クトスル  
事ニナルノデス清韓兩國モ共ニ其幸福  
ヲ享ケ又各國に對シテハ其模範ヲ示ス  
事トナルノデス角シテ清韓兩國□□□□  
日本ヲ望トシテ仰ク事ニナリマス□□□□□□達  
□□ト覇權モ争ズシテ日本ニ歸スルニ至  
リマス清韓ノ申立テタル影ノ如ハ夢ニモ  
見ル□□□□セシメ  
個様ニナレハ印度泰國越南等亞細亞ノ各國  
ハ進ンテ之ニ加盟ヲ申込み日本ハ□□ナカラニシテ  
東洋ヲ掌中ニ□□タルモノトナリマス  
一般ノ亡ビヒトスル勢國ハ周ノ君子ヲ□□□□□□  
ハ天下ノ覇權ヲ握ルニ至リマシタ今日世界  
列強國□□□□□□シテモ為シ得ナヒ事ガアリマス  
拿破崙時代迄ハ羅馬教皇ヨリ冠ヲ□□□□シタ  
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
拿破崙ガコレヲ破

〔十二枚目〕

壞シタル為メ其以後之ヲ為シ得シ者ガアリマセヌ  
日本ガ右ノ如ク愈覇權ヲ掌握シタナラハ  
日清韓ノ皇帝ハ羅馬ノ天主教皇ニ面  
接シ誓ヲ立テ冠ヲ受ケラレレハ世界ハ即座  
ニ驚異致シマス目下天主教ハ世界ニ於  
ケル宗教ノ□□ントシ三分ノ二ヲ占メテ居リマス  
世界三分ノ二ヲ有スル民衆ヨリ信用を受  
ケル事トナレハ其勢力非常ナモノデアリマス  
若シ之等ニ反對セハ如何ニ日本ガ強國ナリ  
トスルモ如何トモ出来マセヌ  
一 韓国ハ日本ノ掌中ニアルノデシテ日本ノ方  
針ニヨリ如何トモナルノデスカラ、日本ニ於テ右  
申上ケタル通り政策ヲ執ラレハ韓国モ  
從テ其余塵ヲ拜スル事ガ出来マス  
一 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□  
夫レハ日露戦争ノ當時ハ日出露消ト  
称ヒ日本ノ金盡時代デアリマシタ然ルニ今  
日清韓人ハ日冷日異ト称シテ居リマス之レハ  
衰微ノ状態ニアル事ヲ云フタノテ日本ハ非  
常ナル注意ヲ掃ヒテ政策ヲ行ハナケレハ回  
復スヘカラサル苦境ニ陥リマス此点ニ付テハ  
日本当局ノ反省ヲ求メルノデス



## 〔十三枚目〕

爰ニ於テ高等法院長ハ被告ノ申越ハ去ルコト

ナカラ 法院ニ於テハ 一個ノ殺人犯トシテ取扱フノ

処ナリ 被告ノ申越ハ之ヲ預かり置クモ 其申

越に副フ特別ノ手續ヲ□マス得サルナリト

懇に説諭シタルニ 被告ハ其ノ意ヲ了シ

一 自分ハ当初ヨリ一死以テ 国家ノ為メニ□スル

意思デアリマスカラ 今更死ヲ恐レテ 控訴

ヲ申立ル様ナ事ハ致シマセヌセヒ 自分ハ目下

獄内ニテ 東洋政策 及 自分ノ伝記ヲ認

メ 然レハ之ヲ 完成致度 且 洪神父カ 韓

国ヨリ 自分ニ会ヒニ 出立サレルトノ事ナレハ

其面会ノ機ヲ得ル為メ 我信スル天主教

ニ 執リテハ 記念スヘキ日ナル 三月二十五日ニ 追刑ノ

執行ヲ 猶予サレンコトヲ 歎願致マス

右録取ス

明治四十三年二月十七日

於 關東都督府 高等法院

書記

竹内 静衛

## 4-4. 「聴取書」に見る安重根の日本認識

前述したように、韓国では1995年から「聴取書」を扱った研究が始まり、かなりの蓄積をみている。勝村（2021）は、そのうちの5点を紹介・整理しているが、そのほかにも、韓国では安重根の東洋平和論・東洋平和構想・東洋平和思想に関する研究は数多くあるので、その全体像を把握することは今後の課題としたい<sup>31)</sup>。

日本では小川原宏幸（2018:216-217）が「聴取書」に言及しており、そこでは安重根の東洋平和構想の要点を尹炳奭の韓国語訳から「①三国共同で銀行を設立し、通貨の共用を図ること、②三国の青年によって共同の軍隊を編制し、それぞれ2か国以上の言語を習わせて友邦としての観念を高めること、③日本の指導により韓清両国の商工業の発展を図ること、④三国の皇帝がローマ教皇を訪問して協力を誓い、戴冠する」の4点に整理したうえで、④に注目している。それは「朝鮮的な思惟構造（ここでは「天観念」のこと<sup>32)</sup>）を背景としながら、キリスト教的文明観を取り入れて国際関係をとらえ直したもの」だということである。

そのうえで、安重根にとっての東洋平和とは、東洋の国々（中国・朝鮮・日本・インド・タイ・ベトナム<sup>33)</sup>）が「自主独立する状態を保つこと」であった。安重根にとっては、人間社会における平和とは、万人が「天賦の性」にもとづいて「道徳」に回帰することと同様に、国際関係においても東洋平和は「東洋に立国する各国が自主独立を保持してこそ可能」なのであり、「単に東洋に戦争がない状態＝平和なのでは決して無かった」（小川原 2018:218）としているが、明快かつ妥当な解釈であり私もその通りであると思う。ここから、安重根が国際関係や国際法に楽観的に信頼を置き期待を寄せていたことがわかるが、そのような信頼や期待は小村と倉知によって残酷なまでに裏切られていく。

ところで、このたび私が「聴取書」を翻刻し現代日本語に改めてみて重要だと感じたのは、当時の安重根の日本認識である。すなわち、日本の財政危機を指摘し日本の衰退を予見している点である。安重根は「聴取書」で「日本は現在、非常に財政が困難な状況ありますから、その欠損を補うために、清と韓国の両国に対してこのような政策を用いているのだということは承知しています」と喝破している。日露戦争で莫大な戦費を浪費した日本が財政的に困難を極めているが故に、それを補填するためにも、

対清・対韓強硬策＝帝国主義的拡大政策をとらざるを得なくなっていることを見抜いていたのである。しかし、日本がそのような政策をとり続けるならば、日本が破綻し滅びることも予見していたのである。安重根は「聴取書」において自らの政策を自由に語ることが許されたのであるが、その末尾でこう述べた。

ひとつ、日本のせいで慨嘆に堪えられないことがあります。それは、日露戦争の当時は「日出露消」、つまり、日本が現れてロシアが消えるという言葉があったほど、日本は金銭のある限りを尽くした時代でした。それなのに、今では日本、清、韓国の人々は「日冷日異」、すなわち、「一日で冷え込み一日で変わってしまう」と称しています。これは日本が衰微の状態にあることを言っているのであり、日本は最大限の注意を払って政策を行わなければ、回復することのできない苦境に陥ります。この点については、日本当局の反省を求めます。

安重根は大韓義軍参謀中將として義兵闘争＝独立戦争を展開し、その一環の最終局面で軍事行動として伊藤博文を射殺したのであるが、その思想的基盤としては、単なる自国防衛的な「抗日独立」とどまらず、自国を含めて東洋において一国たりとも独立を失うと全体が滅びてしまうことを憂いていたのである。日本に滅亡の危機が差し迫っており、日本こそがそれを覚醒しなければならない、それが安重根の切羽詰まった動機であった。伊藤博文一人を殺したって日本が倒れるわけがない、安重根が強い愛国心を持っていたことは認めるが、先見の明がない愚かなテロリストだというような早坂隆に典型的に見られる俗説への批判は急務である。

## 5. むすびにかえて

本稿は「聴取書」の現代日本語テキストを紹介することを目的として執筆したものであるが、ここまで「史料紹介」を進めてみて、多くの課題が浮上してきた。

第一に、史料の整理検討である。『亞洲第一義侠 安重根』は外務省外交史料館に足を運ばずとも史料が閲覧できる貴重な史料集であるが、その全体像の把握は容易ではない。これに取り組む必要がある。さらに、現在はインターネットによる資料公開が進んでおり、それを活用して資料を整理検討することが急務である。韓国には、朝鮮総督府が日本敗戦後に残し国史編纂委員会が引き継いだ膨大な史料群が存在する。安重根については「統監府文書」(第7巻)のなかに「安重根関係一件書類」があり、国家編纂委員会編(1983)『韓国独立運動史 資料7』はその資料を活用して「安重根義士と関係する資料を抜粋・翻訳して掲載した」<sup>34)</sup> 資料集である。韓国ではこの韓国語テキストを活用した研究が進展したが、日本語で読むことは長らく不可能であった。しかし現在では、国史編纂委員会のウェブサイトで「統監府文書」原本の画像データと『韓国独立運動史 資料7』の韓国語テキストの両方が公開されており、この両者を突き合わせて研究を進めることが可能になっている。膨大な作業になるが、研究の進展への展望は開けていると言える。

第二に、韓国側でこの間に進められてきた安重根研究を概観し、その研究史を整理して日本社会に紹介することも急がなければならない。私は2016年に出版された安重根に関する研究論文集である李泰

鎮+安重根ハルピン学会〔編〕(2016)の監訳に関わらせてもらったが、そのときから「日本で最初に発行する安重根研究論文集がこの本でいいのか」と、いささか疑問を抱き続けていた。同書については小川原宏幸(2018:224)からも同時代の朝鮮社会における思想的脈絡のなかに安重根の思想を位置づけて検討した論文が二本しか掲載されていない点に手厳しい指摘を受けたが、その批判は正鵠を射たものであると今は考えている。「聴取書」で安重根が語った東洋平和構想が「EUの父」ジャン・モネの先行思想であるとか、安重根の平和構想はカントの永久平和論を継承するものだというような指摘や研究にも、もちろん一定の意味はあるだろうが、より大切なのは、19世紀末から20世紀初頭の帝国主義時代に欧米列強との対峙という課題に向き合った東アジア世界において、どのような思想が交錯し、それぞれの知識人がどのように知的な格闘をしたのかを同時代的な時間軸と東アジアの知的空間において検討することであろう。

第三に、このたびの作業を通じて、安重根に向き合った日本官憲の多様性についても、よりいっそうの検討が必要であることを痛感した。小村寿太郎についての研究はそれなりに蓄積があるが、それでも安重根裁判との関係の検討は不十分であるし、倉知鐵吉についての研究は未開拓であると言っていいだろう。その外務省ラインと現場の関東都督府の官憲、そして動員された統監府の官憲との関係は必ずしも一枚岩ではなかったようである。旅順で安重根に密かに心を寄せた日本人官憲たちの姿からは、外務省ラインや藩閥政治への反感も見え隠れしているのかもしれない。そのあたりの微妙な綾にも気配りして研究を進めていかなければならないと思う。

〔付録〕伊藤博文射殺後の安重根関連略年表<sup>35)</sup>

1909年10月26日	午前9時30分にハルピン駅で安重根が伊藤博文を射殺する。
1909年10月26日	安重根がハルピン駅構内でロシア官憲の調査を受ける。
1909年10月26日	午前11時35分にロシア当局が安重根を日本官憲に引き渡すと決定。
1909年10月26日	午前11時55分に蔡家溝に居た禹徳淳と曹道先が逮捕される。
1909年10月27日	小村寿太郎外相が安重根裁判を関東都督府で行うよう指示する。
1909年10月27日	「大韓毎日申報」が安重根義挙を国内で報じる。
1909年10月28日	伊藤博文銃殺事件に関する書類と証拠物件がハルピン総領事館から関東都督府地方法院に送付される。
1909年10月30日	溝渕孝雄検事がハルピン総領事館で安重根に対する第1回訊問を行う。 安重根が伊藤博文銃殺の理由15カ条を答える。
1909年11月1日	安重根ほか9名が旅順に向かう。
1909年11月3日	安重根ほか9名が関東都督府旅順監獄に収監される。
1909年11月3日	外務省政務局長の倉知鐵吉が旅順に到着する。
1909年11月4日	東京で伊藤博文の葬儀が挙行される。
1909年11月6日	安重根が「韓国人安應七所懐」と「伊藤博文罪悪」を提出する。
1909年11月8日	小村寿太郎外相が安重根に日本の刑法を適用するよう指示する。
1909年11月14日	溝渕検事が安重根に対する第2回の訊問を行う。
1909年11月15日	溝渕検事が安重根に対する第3回の訊問を行う。
1909年11月16日	溝渕検事が安重根に対する第4回の訊問を行う。
1909年11月18日	溝渕検事が安重根に対する第5回の訊問および禹徳淳・劉東夏に対する対質訊問を行う。
1909年11月19日	溝渕検事が参考人として安重根の弟の安定根に対する訊問を行う。
1909年11月20日	溝渕検事が参考人として安重根の弟の安恭根に対する訊問を行う。
1909年11月22日	朝鮮総督府の境喜明警視が旅順監獄に派遣され訊問を開始する

- 1909年11月26日 満洲検事が安重根に対する第7回の訊問を行う。
- 1909年11月26日 境警視が安重根(第1回)と禹徳淳(2回目)に対する訊問を行う。
- 1909年11月27日 境警視が安重根に対する第2回の訊問を行う。
- 1909年11月29日 境警視が安重根(第3回)と禹徳淳(第3回)の訊問を行う。
- 1909年12月1日 境警視が安重根(第4回)・禹徳淳(第4回)・鄭大鎬(第3回)を訊問。
- 1909年12月1日 ロシア弁護士ミハイロフが安重根と面談し弁護届を提出する。
- 1909年12月1日 イギリス弁護士ダグラスが弁護届を提出する。
- 1909年12月2日 小村外相が倉知政務局長宛に安重根は極刑に処すが相当との電報を送る。
- 1909年12月2日 境警視が安重根(第5回)と禹徳淳(第5回)に対する訊問を行う。
- 1909年12月3日 小村外相が倉知政務局長宛に外国人弁護士は不都合との電報を送る。
- 1909年12月3日 境警視が安重根に対する第6回の訊問を行う。
- 1909年12月4日 境警視が安重根(第7回)と禹徳淳(第6回)に対する訊問を行う。
- 1909年12月5日 境警視が安重根に対する第8回の訊問を行う。
- 1909年12月6日 境警視が安重根に対する第9回の訊問を行う。
- 1909年12月9日 境警視が安重根に対する第10回の訊問と劉東夏に対する対質訊問。
- 1909年12月10日 境警視が安重根(第11回)と曹道先(第4回)に対する訊問を行う。
- 1909年12月11日 境警視が安重根に対する第12回の訊問を行う。
- 1909年12月13日 安重根が「安應七歴史」の執筆を開始する。
- 1909年12月16日 境警視が安定根・安恭根に対する訊問を行う。
- 1909年12月20日 満洲検事が安重根に対する第8回の訊問を行う。
- 1909年12月21日 満洲検事が安重根に対する第9回の訊問を行う。
- 1909年12月21日 境警視が安重根に対する第13回の訊問を行う。
- 1909年12月22日 満洲検事が安重根に対する第10回の訊問を行う。
- 1919年1月26日 満洲検事が安重根に対する第11回の訊問を行う。
- 1919年2月1日 満洲検事が安重根ら4被告の公判請求書を関東都督府地方法院に提出。
- 1919年2月1日 関東都督府地方法院の真鍋十蔵判官がミハイロフとダグラスの弁護届を不許可とする。
- 1919年2月1日 安秉瓊弁護士と安定根・安恭根兄弟が安重根と面会する。
- 1919年2月1日 この日から2月6日まで境警視が安重根に対する訊問を行う。
- 1910年2月7日 関東都督府地方法院刑事法廷において第1回公判(非公開)が開かれ審理が始まる。
- 1910年2月8日 第2回公判(非公開)
- 1910年2月9日 第3回公判(非公開)
- 1910年2月9日 ダグラス弁護士がヤマトホテルで裁判の不当性について記者会見を開く。
- 1910年2月10日 第4回公判(公開)。満洲検察官が安重根に死刑、禹徳淳と曹道先に懲役2年、劉東夏に懲役1年6ヶ月を求刑する。
- 1910年2月12日 第5回公判(公開)。弁護人の弁論と被告人の最終陳述が行われる。
- 1910年2月14日 第6回公判(公開)。判決の言い渡し。
- 1910年2月15日 安重根が安秉瓊弁護士を通じて同胞たちに遺言を伝える。
- 1910年2月17日 安重根が平石氏人高等法院長と面談し「聴取書」として記録される。
- 1910年2月17日 「東洋平和論」の執筆を始める。
- 1910年3月7日 ウィレム神父(韓国名・洪錫九)が旅順に到着する。
- 1910年3月8日 ウィレム神父が安恭根らを帯同して安重根と面会する。
- 1910年3月9日 ウィレム神父が安重根と2回目の面会をする。
- 1910年3月10日 ウィレム神父が安重根と3回目の面会をし、終油の聖事を執り行う。
- 1910年3月11日 ウィレム神父が安重根との最後の面会をする。
- 1910年3月15日 安重根が「安應七歴史」を脱稿する。
- 1910年3月18日 この頃に「東洋平和論」の「序言」を完成させる。
- 1910年3月24日 安重根が遺書6通を書き上げる。
- 1910年3月25日 安定根と安恭根が水野・鎌田両弁護士と面談する。
- 1910年3月26日 午前10時15分に安重根の死刑が執行され、共同墓地に埋葬される。
- 1910年3月26日 安定根と安恭根が安重根の遺骸引渡を要求、監獄当局から拒否される。
- 1910年3月28日 満洲日日新聞が安重根公判記録を発行する。
- 1910年4月2日 安重根崇慕会がウラジオストクの韓人たちによって開催される、

## 注

- 1) 安重根記念碑建立にさいして金正日総書記（当時）が述べた言葉。ただし、この後には「…結局国と人民との運命を救うことはできなかった。…あらゆる愛国的活動が正しい指導者の思想によって、民衆の全般的な力によって、正しい戦略と戦術に依拠しなければ勝利することができない」と安重根の時代的限界性を指摘する言葉も続く。
- 2) 伊藤博文銃殺後の安重根をめぐる経過は末尾の関連年表を参照されたい。
- 3) 市川正明『安重根と日韓関係史』原書房、1979年、213ページ所収の「安応七訊問調書」（1909年10月30日）を底本として筆者が現代日本語に改めてみたものである。
- 4) 1905年11月17日に日本が韓国に強要して「締結」させた所謂「第2次日韓協約」のことで、条文が五箇条ある。韓国では「乙巳五条約」「乙巳勒約」（「勒」は「強制」を意味する）と表現されることが多い。その存在そのものや成立の合法性をめぐる種々議論がある。
- 5) 1907年7月24日に結んだ所謂「第3次日韓協約」のことで韓国では「乙未七条約」「乙未勒約」と呼ばれる。1905年の条約で日本は大韓帝国の外交権を掌握したので、日本がいわば「自分で自分と結んだ」に等しい条約と言える。安重根がなぜ「十二箇条」と答えたかは不明であるが、「七」と「五」を足し算してしまったのかもかもしれない。
- 6) 安重根は義兵闘争の参謀中將として幼名の安應七を名乗っていた。
- 7) 『亞洲第一義俠安重根』は外務省外交史料館所蔵の件名「伊藤公爵滿洲視察一件」の11冊の簿冊中6冊をまるごと印影（写真復刻）して掲載した全3巻の史料集であり、第1巻773ページ、第2巻889ページ、第3巻779ページにもおよぶ膨大なものである。この史料集の発刊経緯やその後の韓国における研究については、拙稿「安重根『安應七歴史』『東洋平和論』『聴取書』の『発見』と受容——一九六九年～二〇〇〇年を中心に」『安重根東洋平和論研究』（明石書店・2021年発行予定）を参照されたい。
- 8) 前掲、國家報勲處編（1995:530）。
- 9) 前掲、國家報勲處編（1995:531）。
- 10) 勒は中国語で「強制する、きつく縛る」などを意味し「勒奪」は強奪を意味する。
- 11) 趙景達（1989 a:22）に後半部分の口語訳があり、趙景達（1989 b:72）に前半部分の漢文翻刻が引用されている。
- 12) 趙景達ほか編（2011:319）では日本語では用いない中国語の熟語がそのまま表記されている。
- 13) 『詩經』（大雅）の「蒸民」に「天生蒸民」（天は常民を生む）との句がある。
- 14) 『論語』（顔淵第十二）に「四海之内 皆兄弟也」との句がある。
- 15) 小学館『中日辞典 第3版』によれば「一般的な心情・情理、人情の常」を意味する。
- 16) 同じく、「先々のことを深く考える」ことを意味する。
- 17) 同じく、「糾弾する、（罪状を）公に避難する」を意味する。
- 18) 同じく、「悟らせる、目覚めさせる」ことを意味する。
- 19) 倉知鐵吉は1871年（明治3）生まれ、1894年に東京帝国大学法科大学英法科を卒業し、1897年から外務省参事官となり、ドイツ公使館書記官、総督府書記官を歴任。1908年に外務省政務局長に就任した。1912年から外務次官、1913年に外務省を退官し貴族院議員となる。
- 20) 鄭永邦は講談社『日本人名大辞典』によれば、1862年12月28日に肥前長崎に生まれた日本政府の外交官であり、1885年の北京会議で伊藤博文の通訳を務めた。1905年11月12日からの北京会議には小村寿太郎に随行した。
- 21) 関東都督府官制が1906年8月1日に公布され、関東州の管轄、南満州鉄道線路の保護と取り締まりにあたることされた。同年9月1日に陸軍大将大島義昌が都督に任命された。
- 22) 平石氏は1864年4月15日に土佐国（高知県）藩士・平石名平の長男として生まれ、1889年に東京帝国大学法科大学を卒業し判事に任じられ、大審院判事、関東都督府判官（1906年9月）、同高等法院長、旅順市長（1924年）などを歴任した。
- 23) この現代日本語版「聴取書」は國家報勲處 [1995b:621-633] を底本として翻刻した後、読みやすい現代日本語に改めたものである。判読できない部分は、尹炳奭編訳 [2011:553-560] の韓国語訳を参考にしたが、韓国語訳において大胆に意識している部分は採用していない。  
本来なら、判読できない部分については外務省外交史料館所蔵の原本を参照すべきであるが、いまだ果たせていないことを断っておく。  
原文にはない語句で筆者が補ったものには（ ）を付し、原文の表現を改めた部分の後ろには [ ] を付して元の語句を示した。諺や独特な言い回しには、適宜「」を加えた。判読不能な語句は□で示し、翻刻に確信が持てない文字には傍線を付した。

- 24) 國家報勲處編 (1995:621).
- 25) 日露戦争の「宣戦詔書」では「露国は既に帝国の提議を容れず韓国の安全は方に危急に瀕し帝国の国利は將に侵迫せられむとす」と韓国の「独立」ではなく「安全」がうたわれていた。
- 26) ここから平石高等院長が、安重根が考えている東洋平和政策を積極的に聞き出そうとしたことがわかる。平石院長、栗原典獄らが安重根が具体的な政策構想を持っていることを知っており、そして、その構想を盛り込んだ「東洋平和論」が死刑執行までに完成しそうにないと考え、あえて安重根に語らせ記録したと考えるのは考えすぎであろうか。
- 27) これ以下で安重根が用いている「覇権」という語句は、東洋平和を維持するためのイニシアティブ、あるいはヘゲモニーぐらいの意味で、覇権主義の「覇権」とは異なる意味で使われている。
- 28) この部分には判読できない箇所が多く理解が難しい。「清と韓国が申し立てた影」がなにを意味しているのかも不明である。尹炳奭編訳 (2011:553-560) では「清と韓国の二国は日本の指導の下で商工業の発展を図るようになります。従って覇権という言葉からして意味がなくなり、満州鉄道問題から派生している紛争のようなことは、夢にも現れなくなるのです」と訳されているが、判読できない文字の数から考えると、かなり大胆に言葉を補った意識であると判断できる。訊問記録、裁判記録などの記述を参考にしてここに盛り込んで訳した可能性もあるので、引き続き史料調査が必要であるが、今後の課題としたい。
- 29) 安重根が何に基づいてこのように認識したかは不明である。
- 30) 受胎告知の「神のお告げ」の祭日のこと。ここから、安重根が自ら希望する処刑日を指定していたことが分かるので、安重根の意に反して処刑が早められたという説は否定されよう。ただし、3月25日の時点で日本側官憲は「東洋平和論」が完成していないことは知っていたので、完成まで待たなかったことに対する不条理を嘆く感情論は理解できる。また、この日は当時の大韓帝国皇帝であった純宗の誕生日であったために、その日に死刑を執行するのは縁起が悪いからとの理由で翌日に延期されたという説もある (崔書勉からの口伝による)。
- 31) 趙瑛 [2019] によれば、2009年から2019年の間に韓国において発表された安重根に関する研究論文は150本にのぼり、そのうち33本が「東洋平和論」に関するものである。
- 32) 安重根は「聴取書」のなかでも「天に順うものは報ず、天に逆うものは亡ぶ」との諺を引用して、伊藤博文が宣戦の詔書に掲げられた天皇の聖意に背いていることを強く批判している。
- 33) 小川原は安重根にとっての東洋とは「中国、日本、朝鮮、シャム、ビルマのアジア州」であるとしているが、ここでは「聴取書」で安重根が掲げている国名を採用した。
- 34) 「凡例」國史編纂委員会編 (1983) 『韓国独立運動史 資料7 [重版]』正音文化社。
- 35) 主に尹炳奭編訳 (2011) を参照し、適宜補足した。

### 【参考文献】 (発行順)

- 市川正明 (1979) 『安重根と日韓関係史』原書房。
- 國史編纂委員会編 (1983) 『韓国独立運動史 資料7 [重版]』正音文化社。
- 趙景達 (1989a) 「安重根—その思想と行動」『歴史評論』469号, 1989年5月。
- 趙景達 (1989b) 「朝鮮における日本帝国主義批判の論理の形成—愛国啓蒙運動期における文明観の相克」『思潮』新25号, 1989年6月。
- 國家報勲處 [編] (1995) 『亞洲第一義俠安重根2 海外の韓国独立運動史料 (Ⅷ) 日本編②』。
- 金炯睦 (2010) 「安重根『東洋平和論』の構想」安重根義士記念事業会編『安重根と東洋平和論』チュリョン。
- 趙景達・宮嶋博史・李成市・和田春樹 [編] (2011) 『『韓国併合』100年を問う『思想』特集・関係資料』岩波書店。
- 尹炳奭編訳 (2011) 『安重根文集 (韓国独立運動史資料叢書 第28輯)』独立記念館韓国独立運動史研究所。
- 早坂隆 (2015) 『愛国者がテロリストになった日—安重根の真実』PHP研究所。
- 卞宰洙 (2015) 「近代日本文学と朝鮮—安重根と石川啄木」『社会評論』179号。
- 李泰鎮+安重根ハルビン学会 [編] 勝村誠+安重根東洋平和論研究会 (2016) 『安重根と東洋平和論』日本評論社。
- 小川原宏幸 (2018) 「朝鮮における小国主義の展開試論：安重根の思想的展開と金大中の『太陽政策』との関連性から」『人文学報』111号。
- 勝村誠 (2021) 「安重根『安應七歴史』『東洋平和論』『聴取書』の『発見』と受容—一九六九年～二〇〇五年を中心に」『安重根東洋平和論研究』明石書店。